

手数料一覧表

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

1 建築基準法に関する手数料

建築基準法における確認・検査等に関する手数料を川崎市手数料条例で定めています。

(1) 建築物の確認申請、計画通知又は検査の申請手数料

	確 認 (計画通知) 申請手数料	中 間 検 査 申請手数料	完 了 検 査 申請手数料 ※	中間検査を 受けた場合 の完了検査 申請手数料 ※
	1 件につき	1 件につき	1 件につき	1 件につき
30 ㎡以内のもの	15,000 円	24,000 円	24,000 円	23,000 円
30 ㎡を超え 100 ㎡以内のもの	28,000 円	28,000 円	30,000 円	29,000 円
100 ㎡を超え 200 ㎡以内のもの	43,000 円	37,000 円	39,000 円	38,000 円
200 ㎡を超え 300 ㎡以内のもの	48,000 円	42,000 円	44,000 円	42,000 円
300 ㎡を超え 500 ㎡以内のもの	55,000 円	50,000 円	53,000 円	49,000 円
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内のもの	66,000 円	52,000 円	58,000 円	55,000 円
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内のもの	93,000 円	70,000 円	78,000 円	75,000 円
2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内のもの	160,000 円	100,000 円	120,000 円	110,000 円
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内のもの	280,000 円	160,000 円	190,000 円	180,000 円
10,000 ㎡を超え 30,000 ㎡以内のもの	370,000 円	210,000 円	240,000 円	230,000 円
30,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内のもの	460,000 円	260,000 円	300,000 円	290,000 円
50,000 ㎡を超えるもの	900,000 円	530,000 円	610,000 円	600,000 円

床面積の合計の算定方法は次による。

- (1) 建築物を建築する場合 (2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。)
 - ⇒ 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 (移転する場合を除く。)
 - ⇒ 当該計画の変更に係る部分の床面積の 1/2 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 (4)に掲げる場合を除く。)
 - ⇒ 当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の 1/2
- (4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合
 - ⇒ 当該計画の変更に係る部分の床面積の 1/2

※ 建築物の確認申請又は計画通知に法第 87 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれる場合の確認申請手数料は、上記の表により算出した手数料に (2) の表により算出した手数料を加算した金額となります。

完了検査建築物に省エネ適合性判定建築物等※1 が含まれる場合、完了検査手数料に次ページの加算額※2 が生じます (1 件につき)。

※1 省エネ適合性判定建築物等 次のいずれかに該当する建築物

- ① 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能計画又は当該計画の変更に係る建築物
- ② 大臣認定を取得した建築物(令和 7 年川崎市告示第 161 号)
- ③ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定を取得した建築物(令和 7 年川崎市告示第 161 号)
- ④ 低炭素建築物新築等計画の認定を取得した建築物(令和 7 年川崎市告示第 161 号)
- ⑤ 設計住宅性能評価を取得した建築物 (建設住宅性能評価を取得したものを除く。)(令和 7 年川崎市告示第 161 号)
- ⑥ 長期優良住宅認定を取得した建築物(令和 7 年川崎市告示第 161 号)

※2 加算額 判定建築物が複数ある場合、棟ごとの手数料を算定して合計した額

手数料一覧

ア 一戸建ての住宅等※1の場合

1 件につき 14,000 円の加算

※1 所定の条件を満たす併用住宅(令和 7 年川崎市告示第 161 号)

イ ア以外の建築物の場合

ア以外の建築物の場合、加算手数料は、完了検査申請に係る住宅部分・非住宅部分それぞれの床面積に応じて、表から算出した金額の合計となります。

a 住宅部分

住宅部分の床面積の合計 (増築又は改築の場合は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計)	完了検査手数料 (加算額)
300 m ² 未満	21,000 円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	35,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	67,000 円
5,000 m ² 以上	100,000 円

b 非住宅部分

非住宅部分の床面積の合計※2 (増築又は改築の場合は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計)	完了検査手数料 (加算額)
300 m ² 未満	19,000 円
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	26,000 円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	38,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	95,000 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	140,000 円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	180,000 円
25,000 m ² 以上	220,000 円

※2 非住宅部分の床面積の合計 工場その他エネルギーの使用の状況に関してこれに類する判定建築物の部分で市長が認めるものに係る床面積を除いて算定する。

(2) 建築設備等の確認又は検査の申請手数料

建 築 設 備 等 の 区 分	確 認 申請手数料	計 画 変 更 確認手数料	完 了 検 査 申請手数料
	1 件につき	1 件につき	1 件につき
小荷物専用昇降機以外の建築設備	17,000 円	10,000 円	21,000 円
小荷物専用昇降機	8,000 円	5,000 円	13,000 円
工作物	15,000 円	9,000 円	15,000 円

(3) 許可、認定等の申請手数料

条 項	許可、認定等の内容	申請手数料
建築基準法（以下「法」という。）第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 18 条第 38 項第 1 号若しくは第 2 号（同法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）	仮使用の認定	1 件につき 120,000 円
法第 42 条第 1 項第 5 号	道路位置の指定、変更	1 件につき 50,000 円
	道路位置の指定の廃止	1 件につき 30,000 円
法第 43 条第 2 項第 1 号	敷地と道路との関係に関する認定	1 件につき 27,000 円
法第 43 条第 2 項第 2 号	敷地と道路との関係に関する許可	1 件につき 33,000 円
法第 44 条第 1 項第 2 号	道路内の建築制限に関する許可	1 件につき 33,000 円
法第 44 条第 1 項第 3 号	道路内の建築制限に関する認定	1 件につき 27,000 円
法第 44 条第 1 項第 4 号	道路内の建築制限に関する許可	1 件につき 160,000 円
法第 47 条ただし書	壁面線による建築制限に関する許可	1 件につき 160,000 円
法第 48 条第 1 項～第 13 項ただし書	用途地域の建築制限に関する許可	1 件につき 180,000 円
法第 51 条ただし書	卸売市場等の敷地の位置に関する許可	1 件につき 160,000 円
法第 52 条第 6 項第 3 号	容積率に関する認定	1 件につき 27,000 円
法第 52 条第 10 項、第 11 項、第 14 項	容積率に関する許可	1 件につき 160,000 円
法第 53 条第 5 項第 4 号	建蔽率に関する許可	1 件につき 33,000 円
法第 53 条第 6 項第 3 号	建蔽率に関する許可	1 件につき 33,000 円
法第 53 条の 2 第 1 項第 3 号、第 4 号	建築物の敷地面積に関する許可	1 件につき 160,000 円
法第 55 条第 2 項	建築物の高さに関する認定	1 件につき 27,000 円
法第 55 条第 3 項	建築物の高さに関する許可	1 件につき 160,000 円
法第 55 条第 4 項	建築物の高さに関する許可	1 件につき 160,000 円
法第 56 条の 2 第 1 項ただし書	日影による中高層の建築物の高さに関する許可	1 件につき 160,000 円
法第 57 条第 1 項	高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さに関する認定	1 件につき 27,000 円
法第 58 条第 2 項	建築物の高さに関する許可	1 件につき 160,000 円
法第 59 条第 1 項第 3 号	高度利用地区内における制限に関する許可	1 件につき 160,000 円
法第 59 条第 4 項	高度利用地区内における制限に関する許可	1 件につき 160,000 円
法第 59 条の 2 第 1 項	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等に関する許可	1 件につき 160,000 円
法第 68 条の 3 第 1 項、第 2 項、第 3 項	地区計画（再開発等促進区等内）の区域内における制限に関する認定	1 件につき 27,000 円
法第 68 条の 3 第 4 項	地区計画（再開発等促進区等内）の区域内における制限に関する許可	1 件につき 160,000 円
法第 68 条の 4	地区計画等の区域内における制限に関する認定	1 件につき 27,000 円

手数料一覧

法第 68 条の 5 の 3 第 2 項	地区計画等の区域内における制限に関する許可	1 件につき	160,000 円
法第 68 条の 5 の 5 第 1 項、第 2 項	地区計画等の区域内における制限に関する認定	1 件につき	27,000 円
法第 68 条の 5 の 6	地区計画等の区域内における制限に関する認定	1 件につき	27,000 円
法第 68 条の 7 第 5 項	予定道路が指定された場合における制限に関する許可	1 件につき	160,000 円
法第 85 条第 6 項	仮設建築物に関する許可	1 件につき	120,000 円
法第 85 条第 7 項	仮設建築物に関する許可（1 年を超えるもの）	1 件につき	160,000 円
法第 86 条第 1 項	一定の建築物に関する認定	建築物の数が 1 又は 2	1 件につき 78,000 円
		建築物の数が 3 以上	1 件につき 78,000 円 + 28,000 円 × (建築物の数 - 2)
法第 86 条第 2 項	一定の建築物に関する認定	既存建築物を除いた建築物の数が 1	1 件につき 78,000 円
		既存建築物を除いた建築物の数が 2 以上	1 件につき 78,000 円 + 28,000 円 × (建築物の数 - 1)
法第 86 条第 3 項	一定の建築物に関する許可	建築物の数が 1 又は 2	1 件につき 220,000 円
		建築物の数が 3 以上	1 件につき 220,000 円 + 28,000 円 × (建築物の数 - 2)
法第 86 条第 4 項	一定の建築物に関する許可	既存建築物を除いた建築物の数が 1	1 件につき 220,000 円
		既存建築物を除いた建築物の数が 2 以上	1 件につき 220,000 円 + 28,000 円 × (建築物の数 - 1)
法第 86 条の 2 第 1 項	一敷地内認定建築物以外の建築物に関する認定	一敷地内認定建築物を除く建築物の数が 1	1 件につき 78,000 円
		一敷地内認定建築物を除く建築物の数が 2 以上	1 件につき 78,000 円 + 28,000 円 × (建築物の数 - 1)
法第 86 条の 2 第 2 項	一敷地内認定建築物以外の建築物に関する許可	一敷地内認定建築物を除く建築物の数が 1	1 件につき 220,000 円
		一敷地内認定建築物を除く建築物の数が 2 以上	1 件につき 220,000 円 + 28,000 円 × (建築物の数 - 1)
法第 86 条の 2 第 3 項	一敷地内許可建築物以外の建築物に関する許可	一敷地内許可建築物を除く建築物の数が 1	1 件につき 220,000 円
		一敷地内許可建築物を除く建築物の数が 2 以上	1 件につき 220,000 円 + 28,000 円 × (建築物の数 - 1)
法第 86 条の 5 第 1 項	一定の建築物の認定又は許可の取り消し	1 件につき	6,400 円 + 12,000 円 × 現に存する建築物の数
法第 86 条の 6 第 2 項	総合的設計による一団地の住宅施設についての制限に関する認定	1 件につき	27,000 円
法第 86 条の 8 第 1 項	既存建築物の工事の全体計画の認定	1 件につき	120,000 円
法第 86 条の 8 第 3 項	既存建築物の工事の全体計画の変更の認定	1 件につき	120,000 円
法第 87 条の 2 第 1 項	既存建築物の工事の全体計画の認定	1 件につき	120,000 円

手数料一覧

法第 87 条の 2 第 2 項	既存建築物の工事の全体計画の変更の認定	1 件につき	120,000 円
法第 87 条の 3 第 6 項	一時的に他の用途に変更して使用する建築物の許可	1 件につき	120,000 円
法第 87 条の 3 第 7 項	一時的に他の用途に変更して使用する建築物の許可	1 件につき	160,000 円
令第 137 条の 12 第 6 項	建築基準法令の規定が適用されないこととされる既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の認定	1 件につき	27,000 円
令第 137 条の 12 第 7 項	建築基準法令の規定が適用されないこととされる既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の認定	1 件につき	27,000 円
令第 137 条の 16 第 2 号	建築基準法令の規定が適用されないこととされる既存不適格建築物の移転の認定	1 件につき	27,000 円
川崎都市計画高度地区ただし書	高度地区内における制限に関する許可	1 件につき	160,000 円

(4) その他の手数料

内 容		手 数 料	
建築確認に関する証明書の交付		1 件につき	300 円
優良住宅認定	新築住宅の床面積の合計が 100 m ² 以下	1 件につき	6,200 円
	新築住宅の床面積の合計が 100 m ² を超え 500 m ² 以下	1 件につき	8,600 円
	新築住宅の床面積の合計が 500 m ² を超え 2,000 m ² 以下	1 件につき	13,000 円
	新築住宅の床面積の合計が 2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	1 件につき	35,000 円
	新築住宅の床面積の合計が 10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	1 件につき	43,000 円
	新築住宅の床面積の合計が 50,000 m ² を超える	1 件につき	58,000 円
住宅用家屋証明		1 件につき	1,300 円

手数料一覧

2 川崎市建築基準条例等に関する手数料

川崎市建築基準条例、川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例、川崎市特別工業地区建築条例及び川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例において許可・認定手数料を定めています。

(1) 川崎市建築基準条例

	条 項	許可・認定の内容	手数料 (1件につき)
1	川崎市建築基準条例（以下「条例」という。）第6条第2項ただし書	大規模建築物等の敷地と道路との関係に係る許可	27,000 円
2	条例第6条第3項	大規模建築物等の敷地と道路との関係に係る許可	27,000 円
3	条例第6条の2第5項の規定に基づく建築の許可	地盤面等に係る許可	27,000 円
4	条例第8条ただし書	特殊建築物の敷地と道路との関係に係る許可	27,000 円
5	条例第18条ただし書	学校の教室等の設置の禁止に係る許可	27,000 円
6	条例第20条ただし書	学校の校舎と隣地境界線との距離に係る許可	27,000 円
7	条例第34条第3項	百貨店等の敷地と道路との関係に係る許可	27,000 円
8	条例第40条第3項又は第48条（第40条に係る部分）	興行場等の敷地と道路との関係に係る許可又は制限の緩和（興行場等の敷地と道路との関係）に係る認定	27,000 円
9	条例第48条（第41条に係る部分）	制限の緩和（興行場等の出口等）に係る認定	27,000 円
10	条例第48条（第42条に係る部分）	制限の緩和（興行場等の出口等の前面空地等）に係る認定	27,000 円
11	条例第48条（第43条に係る部分）	制限の緩和（興行場等の敷地内の通路）に係る認定	27,000 円
12	条例第48条（第44条に係る部分）	制限の緩和（興行場等の客席等の構造）に係る認定	27,000 円
13	条例第48条（第45条に係る部分）	制限の緩和（興行場等の客席の出口）に係る認定	27,000 円
14	条例第48条（第46条に係る部分）	制限の緩和（興行場等の廊下及び広間の類）に係る認定	27,000 円
15	条例第48条（第47条に係る部分）	制限の緩和（興行場等の構造）に係る認定	27,000 円
16	条例第53条第1号（第51条に係る部分）	制限の緩和（自動車車庫又は自動車修理工場の敷地と道路との関係）に係る許可	27,000 円
17	条例第53条第1号（第52条に係る部分）	制限の緩和（自動車車庫又は自動車修理工場の自動車用の出入口）に係る許可	27,000 円
18	条例第54条第3項	自動車車庫又は自動車修理工場の出入口の前面空地等に係る許可	27,000 円

備考

- 建築基準法第43条第2項各号の規定による許可又は認定が必要な建築物において、同項各号の国土交通省令で定める基準に定める空地、道又は通路であって当該許可又は認定の申請に係るものを道路とみなして、条例第6条第1項、第34条第1項若しくは第2項、第40条第1項若しくは第2項又は第51条の規定を適用した場合にこれらの規定に適合するときは、それぞれの規定に係る上記の表の2、7、8又は16の手数料は徴収しません。
- 上記の表の1、2、4、7、8及び16の規定にかかわらず、同一の建築物に関して、条例第6条第2項ただし書若しくは第3項、第8条ただし書、第34条第3項若しくは第40条第3項の規定に基づく建築の許可、第48条の規定に基づく建築の認定（第40条に係る認定に限る。）又は第53条第1号の規定に基づく建築の許可（第51条に係る許可（道路の幅員及び敷地が道路に接する長さに係る部分に限る。）に限る。）のうちいずれか2以上の許可又は認定の申請（備考1の規定により手数料を徴収しないものを除く。）が同時に行われる場合においては、1件の申請が行われたものとみなし、当該申請に対する審査を行う場合の手数料は、1件につき27,000円とします。

(2) 川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例

条 項	許可の内容	手数料 (1件につき)
川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例第3条第2項第2号	法第50条の規定に基づく斜面地建築物の階数の制限に係る許可	27,000 円

(3) 川崎市特別工業地区条例

条 項	許可の内容	手数料 (1件につき)
川崎市特別工業地区建築条例（以下「条例」という。）第5条第1項ただし書（この規定を第8条又は法第87条第2項若しくは第3項において準用する場合を含む。）	特別工業地区内の建築制限に係る許可	160,000 円
条例第5条第2項ただし書（この規定を第8条又は法第87条第2項若しくは第3項において準用する場合を含む。）	特別工業地区内の建築制限に係る許可	160,000 円

(4) 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例

条 項	許可・認定の内容	手数料 (1件につき)
川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（以下「条例」という。）第4条第1項ただし書（第13条又は法第87条第2項若しくは第3項において準用する場合を含む。）	建築物の用途の制限に係る許可	160,000 円
条例第5条第5項	建築物の容積率の最高限度に係る許可	160,000 円
条例第6条第1項第2号	建築物の容積率の最低限度に係る許可	160,000 円
条例第7条第2号	建築物の建蔽率の最高限度に係る許可	160,000 円
条例第8条第2号	建築物の建築面積の最低限度に係る許可	160,000 円
条例第9条第1項第2号	建築物の敷地面積の最低限度に係る許可	160,000 円
条例第10条第2号	壁面の位置の制限に係る許可	160,000 円
条例第14条	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率の特例に係る許可	160,000 円
条例第15条	敷地内に広い空地を有する建築物の高さ制限の特例に係る許可	160,000 円
条例第17条	公益上必要な建築物の特例に係る許可	160,000 円

手数料一覧

3 長期優良住宅普及促進法に関する手数料

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「長期優良住宅普及促進法」という。）に関する手数料を川崎市手数料条例で定めております。

（1）長期優良住宅建築等計画等の認定手数料（長期優良住宅普及促進法第5条）

認定は1棟当りを単位としているため、1申請当たりの認定手数料は、【表1】に示す金額となります。

【表1】

認定申請に係る 建築物の総住戸数		ア．登録住宅性能評価機関 が交付する確認証等が添付 されている場合	イ．ア以外の場合
		1棟当り	1棟当り
新築住宅	1戸	8,000円	45,000円
	2戸以上 5戸以下	15,000円	110,000円
	6戸以上 10戸以下	25,000円	170,000円
	11戸以上 25戸以下	42,000円	340,000円
	26戸以上 50戸以下	69,000円	600,000円
	51戸以上 100戸以下	116,000円	1,000,000円
	101戸以上 200戸以下	190,000円	1,900,000円
	201戸以上 300戸以下	240,000円	2,700,000円
	301戸以上	260,000円	3,400,000円
増改築を伴う 既存住宅	1戸	11,900円	68,000円
	2戸以上 5戸以下	23,000円	160,000円
	6戸以上 10戸以下	37,000円	260,000円
	11戸以上 25戸以下	63,000円	510,000円
	26戸以上 50戸以下	104,000円	910,000円
	51戸以上 100戸以下	170,000円	1,600,000円
	101戸以上 200戸以下	280,000円	2,900,000円
	201戸以上 300戸以下	360,000円	4,100,000円
	301戸以上	390,000円	5,000,000円
上記以外の 既存住宅	1戸	12,000円	68,000円
	2戸以上 5戸以下	23,000円	160,000円
	6戸以上 10戸以下	37,000円	260,000円
	11戸以上 25戸以下	63,000円	510,000円
	26戸以上 50戸以下	104,000円	910,000円
	51戸以上 100戸以下	170,000円	1,600,000円
	101戸以上 200戸以下	280,000円	2,900,000円
	201戸以上 300戸以下	360,000円	4,100,000円
	301戸以上	390,000円	5,000,000円

（2）長期優良住宅建築等計画等の変更認定手数料（長期優良住宅普及促進法第8条）

（工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。）

認定は1棟当りを単位としているため、1申請当たりの変更認定手数料は、【表1】に示す1棟当たりの金額に1／2を乗じた金額となります。

（3）建築基準関係規定適合審査を申し出た場合の認定手数料及び変更認定手数料（長期優良住宅普及促進法第6条第2項）

建築基準関係規定適合審査を申し出て、認定申請又は変更認定申請をする場合の手数は、（1）、（2）により算定した1棟当たりの認定手数料又は変更認定手数料に確認申請手数料を加算した金額となります。

【建築基準関係規定適合審査を申し出た（変更）認定手数料】

＝ [上記認定申請手数料又は変更認定申請手数料] ＋ [確認申請の手数料]

（4）譲受人決定による変更認定手数料（長期優良住宅普及促進法第9条）

1件につき 2,100円

- (5) 地位の承継の承認に係る手数料（長期優良住宅普及促進法第10条）
1件につき 1,700 円
- (6) 容積率の特例に係る許可手数料（長期優良住宅普及促進法第18条）
1件につき 160,000 円

手数料一覧

4 エコまち（低炭素）法に関する認定手数料

都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「エコまち法」という。）に関する手数料を川崎市手数料条例で定めております。

（1）低炭素建築物新築等計画の認定手数料（エコまち法第 53 条）

ア 一戸建ての住宅の認定の場合

一戸建ての住宅

認定申請に係る建築物の 住戸の面積	ア．登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する適合証が添付されている場合	イ．登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書が添付されている場合	ウ．ア又はイ以外の場合で、誘導仕様基準※1 が適用される場合	エ．ア又はイ以外の場合で、仕様・計算併用法※2 が適用される場合	オ．ア又はイ以外の場合で、標準計算法※3 が適用される場合
	1 棟当たり	1 棟当たり	1 棟当たり	1 棟当たり	1 棟当たり
200 ㎡未満	4,700 円	8,800 円	17,000 円	25,000 円	34,000 円
200 ㎡以上	4,700 円	8,800 円	19,000 円	28,000 円	38,000 円

※1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「基準省令」という。）第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)の基準

※2 基準省令第 10 条第 2 号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準

※3 基準省令第 10 条第 2 号イ(1)及びロ(1)の基準

イ ア以外の建築物の場合

ア以外の建築物の認定の場合、認定申請手数料は認定申請に係る住宅部分・非住宅部分それぞれの床面積に応じて、表から算出した金額の合計となる。

a 住宅部分（共用部を含む） 床面積に応じて次の表から金額を算出する。

認定申請に係る建築物の住宅部分	ア．登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する適合証が添付されている場合	イ．登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書が添付されている場合	ウ．ア又はイ以外の場合で誘導仕様基準が適用される場合	エ．ア又はイ以外の場合で、仕様・計算併用法が適用される場合	オ．ア又はイ以外の場合で、標準計算法が適用される場合
	1 棟当たり	1 棟当たり	1 棟当たり	1 棟当たり	1 棟当たり
300 ㎡未満	9,400 円	23,000 円	33,000 円	51,000 円	69,000 円
300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	20,000 円	42,000 円	57,000 円	86,000 円	120,000 円
2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	45,000 円	81,000 円	100,000 円	150,000 円	200,000 円
5,000 ㎡以上	81,000 円	138,000 円	160,000 円	220,000 円	280,000 円

b 非住宅部分 床面積に応じて次の表から金額を算出する。

認定申請に係る建築物の 非住宅部分	評価方法	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する適合証が添付されている場合	左記以外
		1 棟当り	1 棟当り
300 m ² 未満	主 要 室 入 力 法 B E S T	9,400 円	230,000 円
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満		16,000 円	290,000 円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満		27,000 円	370,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満		80,000 円	530,000 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満		130,000 円	650,000 円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満		160,000 円	770,000 円
25,000 m ² 以上のもの		200,000 円	870,000 円
300 m ² 未満	モ デ ル 建 物 法	9,400 円	87,000 円
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満		16,000 円	110,000 円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満		27,000 円	150,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満		80,000 円	240,000 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満		130,000 円	310,000 円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満		160,000 円	370,000 円
25,000 m ² 以上のもの		200,000 円	440,000 円

(2) 低炭素建築物新築等計画の変更認定手数料（エコまち法第 55 条）

（工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。）

ア 認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下「認定済計画」という。）のみの申請の場合
認定申請手数料の半額

イ 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分がある申請の場合
認定申請手数料の半額 ＋ （1）で算定した認定申請手数料

(3) 建築基準関係規定適合審査を申し出た場合の認定手数料及び変更認定手数料（エコまち法第 54 条第 2 項）

建築基準関係規定適合審査を申し出て、認定申請又は変更認定申請をする場合の手数料は、（1）（2）により算定した認定手数料又は変更認定手数料に確認申請手数料を加算した金額となります。

【建築基準関係規定適合審査を申し出た（変更）認定手数料】

＝ [上記認定申請手数料又は変更認定申請手数料] ＋ [確認申請の手数料]

手数料一覧

5 建築物省エネ法に係る手数料

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）に関する手数料を川崎市手数料条例で定めております。

（１）建築エネルギー消費性能確保計画の適合性判定に係る手数料（建築物省エネ法第 11 条及び第 12 条）

ア 一戸建ての住宅等※1 の判定の場合

一戸建ての住宅等※1

床面積の合計（増築又は改築の場合は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計）	ア．性能向上計画の認定通知書が添付されている場合	イ．ア以外の場合で、仕様基準※2が適用される場合等※3	ウ．ア以外の場合で、仕様・計算併用法※4が適用される場合等※5	エ．ア以外の場合で、標準計算法※6が適用される場合等
	1 棟当り	1 棟当り	1 棟当り	1 棟当り
200 ㎡未満	4,700 円	17,000 円	25,000 円	34,000 円
200 ㎡以上	4,700 円	19,000 円	28,000 円	38,000 円

※1 所定の条件を満たす併用住宅(令和 7 年川崎市告示第 161 号)

※2 基準省令第 1 条第 2 号イ(2)及びロ(2)の基準

※3 気候風土適応住宅で基準省令第 1 条第 2 号ロ(2)の基準が適用される場合

※4 基準省令第 1 条第 2 号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準

※5 気候風土適応住宅で基準省令第 1 条第 2 号ロ(1)の基準が適用される場合

※6 基準省令第 1 条第 2 号イ(1)及びロ(1)の基準

イ ア以外の建築物の場合

ア以外の建築物の判定の場合、判定手数料は認定申請に係る住宅部分・非住宅部分それぞれの床面積に応じて、表から算出した金額の合計となる。

a 住宅部分（共用部を含む） 床面積に応じて次の表から金額を算出する。

住宅部分の床面積の合計（増築又は改築の場合は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計）	ア．性能向上計画の認定通知書が添付されている場合	イ．ア以外の場合で、仕様基準が適用される場合等※7	ウ．ア以外の場合で、仕様・計算併用法が適用される場合等※8	エ．ア以外の場合で、標準計算法が適用される場合等※9
	1 棟当り	1 棟当り	1 棟当り	1 棟当り
300 ㎡未満	9,400 円	33,000 円	51,000 円	69,000 円
300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	20,000 円	57,000 円	86,000 円	120,000 円
2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	45,000 円	100,000 円	150,000 円	200,000 円
5,000 ㎡以上	81,000 円	160,000 円	220,000 円	280,000 円

※7 所要の条件を満たす共同住宅の増築（令和 7 年川崎市告示第 161 号）

※8 所要の条件を満たす共同住宅の増築（令和 7 年川崎市告示第 161 号）

※9 所要の条件を満たす共同住宅の新築（令和 7 年川崎市告示第 161 号）

b. 非住宅部分 床面積に応じて次の表から金額を算出する。

非住宅部分の床面積の合計※ (増築又は改築の場合は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計)	評価方法	手数料 (1件につき)
300 m ² 未満	主要室入力法 B E S T 標準入力法	230,000 円
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満		290,000 円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満		370,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満		530,000 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満		650,000 円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満		770,000 円
25,000 m ² 以上		870,000 円
300 m ² 未満	モデル建物法	87,000 円
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満		110,000 円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満		150,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満		240,000 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満		310,000 円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満		370,000 円
25,000 m ² 以上		440,000 円
300 m ² 未満	性能向上計画の認定通知書 が添付されている場合	9,400 円
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満		16,000 円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満		27,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満		80,000 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満		130,000 円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満		160,000 円
25,000 m ² 以上		200,000 円

※ 非住宅部分の床面積の合計 工場その他エネルギーの使用の状況に関してこれに類する判定建築物の部分で市長が認めるものに係る床面積を除いて算定する。

(2) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更手数料 (建築物省エネ法第 11 条及び第 12 条)

ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画 (以下「適合判定済計画」という。) のみの申請の場合
適合性判定手数料の半額

イ 判定済計画に係る建築物に新たに追加された部分がある申請の場合
適合性判定手数料の半額 + (1) で算定した適合性判定手数料

(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請手数料 (建築物省エネ法第 11 条及び第 12 条)
適合性判定手数料の半額

(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定手数料 (建築物省エネ法第 29 条)

※建築物エネルギー消費性能向上計画の認定手数料については、申請建築物が複数棟の場合、1 棟当りの手数料の合算

手数料一覧

ア 一戸建ての住宅の認定の場合

一戸建ての住宅

認定申請に係る建築物の 住戸の面積	ア. 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する適合証が添付されている場合	イ. 登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書が添付されている場合	ウ. ア又はイ以外の場合で誘導仕様基準が適用される場合	エ. ア又はイ以外の場合で、仕様・計算併用法が適用される場合	オ. ア又はイ以外の場合で、標準計算法が適用される場合
	1棟当り	1棟当り	1棟当り	1棟当り	1棟当り
200㎡未満	4,700円	4,700円	17,000円	25,000円	34,000円
200㎡以上	4,700円	4,700円	19,000円	28,000円	38,000円

イ ア以外の建築物の認定の場合

ア以外の建築物の認定の場合、認定申請手数料は認定申請に係る住宅部分・非住宅部分それぞれの床面積に応じて、表から算出した金額の合計となる。

a 住宅部分（共用部を含む） 床面積に応じて次の表から金額を算出する。

認定申請に係る建築物の 住宅部分の面積	ア. 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する適合証が添付されている場合	イ. 登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書が添付されている場合※	ウ. ア又はイ以外の場合で誘導仕様基準が適用される場合	エ. ア又はイ以外の場合で、仕様・計算併用法が適用される場合	オ. ア又はイ以外の場合で、標準計算法が適用される場合
	1棟当り	1棟当り	1棟当り	1棟当り	1棟当り
300㎡未満	9,400円	9,400円	33,000円	51,000円	69,000円
300㎡以上 2,000㎡未満	20,000円	20,000円	57,000円	86,000円	120,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	45,000円	45,000円	100,000円	150,000円	200,000円
5,000㎡以上	81,000円	81,000円	160,000円	220,000円	280,000円

※共用部の計算を行っていない場合に限る。

b 非住宅部分 床面積に応じて次の表から金額を算出する。

認定申請に係る建築物の 非住宅部分	評価方法	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する適合証が添付されている場合	左記以外
		1棟当り	1棟当り
300㎡未満	主要室入力法 B E S T	9,400円	230,000円
300㎡以上 1,000㎡未満		16,000円	290,000円
1,000㎡以上 2,000㎡未満		27,000円	370,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満		80,000円	530,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満		130,000円	650,000円
10,000㎡以上 25,000㎡未満		160,000円	770,000円
25,000㎡以上のもの		200,000円	870,000円
300㎡未満	モデル建物法	9,400円	87,000円
300㎡以上 1,000㎡未満		16,000円	110,000円
1,000㎡以上 2,000㎡未満		27,000円	150,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満		80,000円	240,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満		130,000円	310,000円
10,000㎡以上 25,000㎡未満		160,000円	370,000円
25,000㎡以上のもの		200,000円	440,000円

- (5) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定手数料（建築物省エネ法第 31 条）
（工事着手予定時期及び完了予定時期に係る変更を除く。）
- ア 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「認定済計画」という。）のみの申請の場合
認定申請手数料の半額（複数棟の場合は、変更のある棟に限る。）
- イ 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分がある申請の場合
認定申請手数料の半額（複数棟の場合は、変更のある棟に限る。）＋（1）で算定した認定申請手数料
- (6) 建築基準関係規定適合審査を申し出た場合の認定手数料及び変更認定手数料（建築物省エネ法第 30 条第 2 項）
建築基準関係規定適合審査を申し出て、認定申請又は変更認定申請をする場合の手数料は、（1）（2）により算定した一住戸当たりの認定手数料又は変更認定手数料に確認申請手数料を加算した金額となります。

【建築基準関係規定適合審査を申し出た（変更）認定手数料】

＝ [上記認定申請手数料又は変更認定申請手数料] ＋ [確認申請の手数料]

6 マンションの建替え等の円滑化に関する法律に関する手数料

マンションの建替え等の円滑化に関する法律に係る容積率の特例について、許可手数料を定めています。

【許可の申請手数料】

条項	許可の内容	手数料 (1 件につき)
マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第 105 条第 1 項	容積率に関する許可	160,000 円